

第2章

歴史を継承し、 文化を創造するまち



三方を山に囲まれ、南に海が開ける地形

将来都市像

古都としての
風格を保ちながら、
生きる喜びと新しい魅力を
創造するまち

将来目標① 人権を尊重し、人との出会いを大切にするまち

将来目標③ 都市環境を保全・創造するまち

将来目標④ 健やかで心豊かに暮らせるまち

将来目標⑤ 安全で快適な生活が送れるまち

将来目標⑥ 活力ある暮らしやすいまち

将来目標②
第2章 歴史を継承し、文化を創造するまち

分野

施策の方針

(1) 歴史環境

① 歴史的風土の保存

② 史跡の指定、保存・管理、整備及び活用

③ 文化財の保存、調査・研究、情報の充実

(2) 文化

① 文化活動の支援・推進

施策の方針 ①

歴史的風土の保存

～歴史的遺産と一体となった自然的環境の保存を推進します～

施策を取り巻く状況

現状

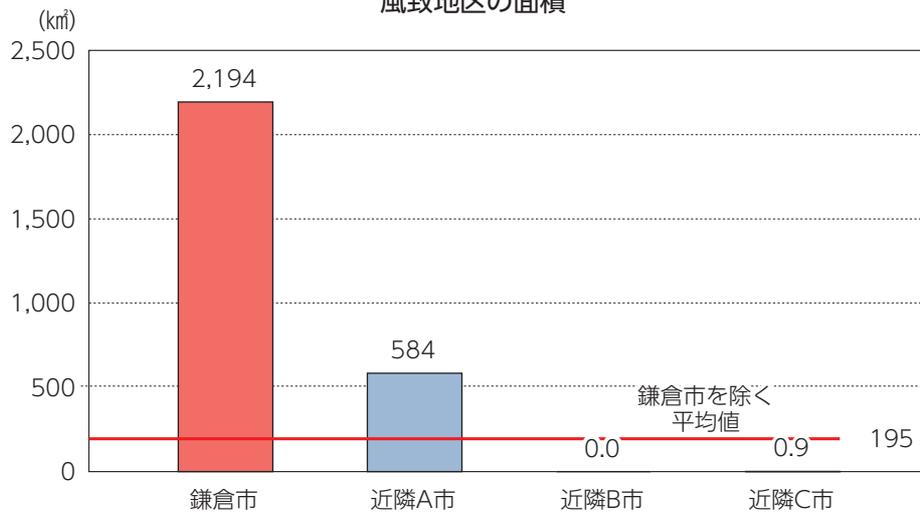
本市の豊かな歴史的風土は、古都保存法によって、歴史的遺産と背後の自然的環境が一体となって保存され、世界に誇れるものとなっています。

神奈川みどり計画(平成18(2006)年3月策定)、鎌倉市緑の基本計画(平成8(1996)年4月、平成23(2011)年9月改訂)では、歴史的風土特別保存地区の指定拡大の方向性を示しています。

課題

- 歴史的風土特別保存地区の指定拡大
- 歴史的遺産と一体的に構成される山稜部の管理・保全

風致地区の面積



目標とすべきまちの姿

国指定史跡、歴史的風土保存区域内の重要な地域に恒久的保存措置が施され、歴史的遺産と自然的環境が保存されています。

主な取組

① 歴史的風土特別保存地区の指定拡大

歴史的風土保存区域内の重要な地域の恒久的保存措置に努めます。

② 歴史的遺産と一体的に構成される山稜部の保存管理

歴史的遺産と一体的に構成される山稜部について、関係機関等と連携・調整を図り、保存管理に努めます。



台峯からの眺望（歴史的風土特別保存地区の風景）

この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市緑の基本計画

史跡の指定、保存・管理、整備及び活用

～鎌倉の貴重な歴史的遺産を守ります～

施策を取り巻く状況

現状

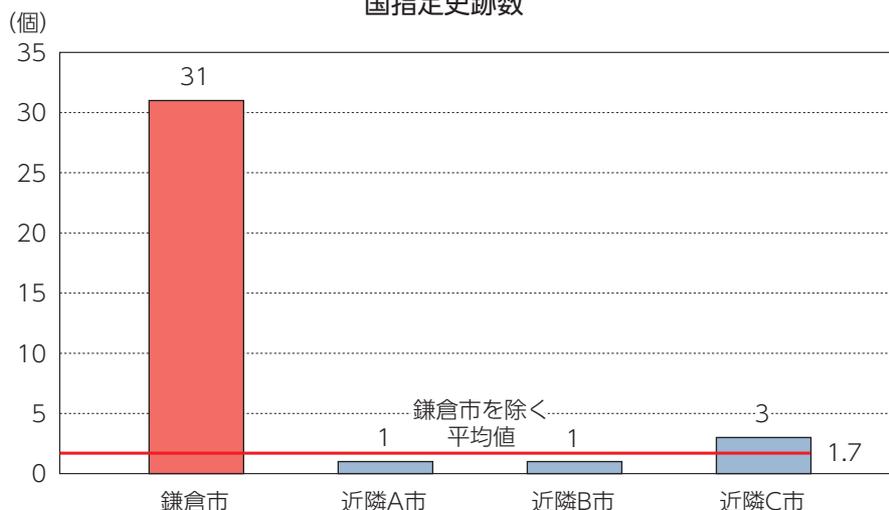
本市は、三方を山に囲まれ、一方を海に開く地形的な特徴を有しており、谷戸や海浜などに鶴岡八幡宮境内や北条氏常盤亭跡、和賀江嶋など31箇所の国指定史跡があり、県指定、市指定を含め市内に42箇所の史跡があります。

これまでも、史跡の公有地化や整備に取り組んでいます。

課題

- 史跡の公有地化
- 新たな国指定史跡の指定
- 史跡の保存

国指定史跡数



目標とすべきまちの姿

歴史的・学術的に重要な遺産については、順次、史跡指定などの手続きが進められ、保存管理計画のもと、適正な管理により保護されています。

また、整備された史跡については、公開・活用が図られています。

主な取組

① 史跡の公有地化

国指定史跡である永福寺跡、鶴岡八幡宮境内(御谷地区)、北条氏常盤亭跡及び東勝寺跡等の保全を図るため、必要に応じて公有地化を進めます。

② 新たな史跡の指定

歴史的・学術的に重要な遺産について、新たに国指定史跡等の指定に向けた検討、準備を進めます。

③ 史跡の管理、整備及び活用

国指定史跡の適切な保存管理を図るため、保存管理計画の策定を進めます。国指定史跡の整備・活用に向けて検討を進めるとともに、維持管理に努めます。

④ 史跡永福寺跡の環境整備

史跡永福寺跡については環境整備事業を進め、将来、史跡(歴史)公園として整備・活用を図ります。



北条氏常盤亭跡



永福寺跡整備状況(平成25年夏)

この施策を具体的に推進する個別計画

史跡永福寺跡保存整備基本計画

文化財の保存、調査・研究、情報の充実

～文化財を保存・継承します～

施策を取り巻く状況

現状

中世の政治の中心地であった本市には、有形・無形文化財、民俗文化財、記念物などの多くの文化財が存在します。

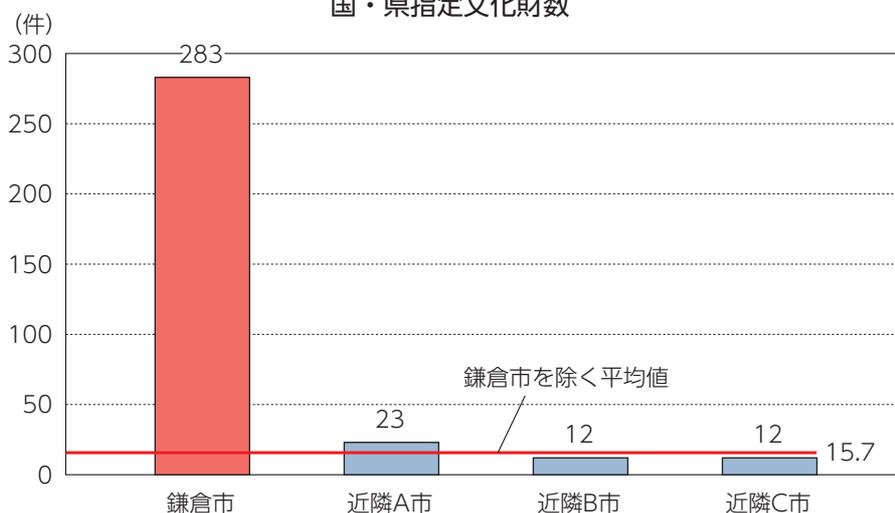
埋蔵文化財包蔵地内^{*1}における住宅の建替え・工事等により地中の埋蔵文化財が失われる場合には、発掘調査を実施し記録の保存を行っています。

本市は、旧市街地を中心に中世の遺跡が多く残る全国でも珍しい地域であり、市域の6割以上が埋蔵文化財包蔵地となっています。

課題

- 文化財の保護・継承体制の強化
- 発掘調査体制の強化
- 文化財に関する情報発信
- 伝統芸能の保存・継承

国・県指定文化財数



*1 「埋蔵文化財包蔵地」…貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地。

目標とすべきまちの姿

文化財保護体制の強化により、文化財指定件数が増え、文化財の適切な保存が図られています。発掘調査体制が強化され、市内遺跡の発掘調査及び報告書刊行が円滑に行われています。文化財資料がデータベース化され、出土品、歴史資料等の整理、保管がなされています。保管する文化財は展示施設等で一般に公開されるとともに、文化財の調査・研究の成果は、学校教育・生涯学習事業と連携し、市民への情報として発信されています。郷土芸能大会などによる情報発信により、伝統芸能の保護・技術の伝承が図られています。

主な取組

① 文化財の保護・継承体制の強化

- (1) 文化財の保護を図るため、出土品、民俗資料及び中世鎌倉を中心とした鎌倉の歴史資料の整理・保管を継続するとともに、文化財の指定・登録等を推進します。
- (2) 発掘調査研究、文化財の保存修理及び市民等との協働による史跡の適切な維持管理等の推進により、文化財保護の取組を進めます。
- (3) 鎌倉国宝館の文化財保護施設としての活動・機能の充実を図り、文化財の保護・継承に努めます。

② 発掘調査体制の強化

埋蔵文化財の包蔵地が市域の6割以上という本市の特殊事情を踏まえ、発掘調査・研究体制の強化・充実を図り、本市の特殊事情にあった手法による発掘調査を実施します。

③ 文化財に関する情報発信

- (1) 鎌倉の歴史資料等の公開及び学習の場となり、新たな文化的発信拠点となる施設の整備を推進します。
- (2) 鎌倉国宝館において、保管する文化財を一般公開するとともに、研究成果の公開の場として講座を開催するなど、公立博物館として生涯学習事業・学校教育事業を支援します。

④ 伝統芸能の保存・継承

伝統芸能を保存・継承するため、後継者の育成や資料の保存を図ります。



発掘調査現場



埋蔵文化財の展示

この施策を具体的に推進する個別計画

(仮称) 鎌倉博物館展示等整備計画

施策の方針 ①

文化活動の支援・推進

～伝統、新たな文化の創造発信のため、文化活動の振興を推し進めます～

施策を取り巻く状況

現状

価値観やライフスタイルの多様化が進むなかで、市民の自主的で創造的な文化活動が活発になっています。

本市は先人から引き継がれた貴重な歴史や文化とともに、進取の気性に富んだ感性豊かな市民に恵まれています。

近代鎌倉の風土が生み出した本市ゆかりの文学や絵画などの作品が多くあります。

鎌倉芸術館をはじめ文化施設は設備等の老朽化が著しく、今後、多額な修繕費を要します。

若い世代による新たな発想による文化活動の試みが始められています。

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が平成24(2012)年6月に施行され、実演芸術の振興が求められています。

課題

- 鎌倉市文化推進プラン21に基づいた歴史と文化の総合的な活動の推進
- 鎌倉市公共施設再編計画基本方針に基づく文化施設全体のあり方の検討



市民文化祭の様子

目標とすべきまちの姿

文化活動の場や機会の提供、市民の自主的文化活動や若い世代への文化活動の支援、さらに、文化施設等の連携や、市民・事業者・NPO等の連携によりさらなる文化活動の推進が図られています。

文化施設は、鎌倉市公共施設再編計画基本方針に基づき整備され、文化資源が適切に整理・保存・活用されています。

主な取組

①文化活動の条件整備

市民が身近な場所で、実演芸術の鑑賞や、気軽に文化活動へ参加できるように、機会や場の提供、情報の充実を図ります。

②文化施設の整備

鎌倉市公共施設再編計画基本方針に基づき、文化施設の整備や修繕を進めます。

③文化活動の推進

- (1) 鎌倉市文化推進プラン21に基づき、歴史的遺産や文化資源を活用して、来訪者にも歴史と文化が生きる鎌倉を発信します。
- (2) 歴史文化を包括した文化施設等の活用を進めるとともに、市民・事業者・NPO等との連携を図りながら、本市は市民の力を結集することで、市民の文化・芸術活動を推進します。
- (3) 若い世代が行う多様な文化活動の支援を進めます。



鎌倉市ゆめひかる文化芸術子ども表彰



ようこそ先達事業